

社会福祉法人 高志福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高志福社会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）

の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。なお、法人業務のための出勤には、会議等への出席も含むものとする。

内 容	日 額
法人業務のための出勤（4時間以内）	5,000円
同 上（4時間を越えるとき）	10,000円

2 役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に関しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 会議等への出席に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

3 法人業務のための出勤に関する報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときには、その前日とする。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第 8 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、新社会福祉法の施行日以後最初に招集される、定時評議員会の終結のときから適用する。